

## 監事の選任について

令和4・5年度事業について、地域公共交通会議にて予算執行する予定がある。予算執行にあたり、執行な会計事務がなされているか監査するため、犬山市地域公共交通会議に監事を設置する。

### 1. 役割

地域公共交通会議の会計事務について監査する。

→ 決算時に書類の確認を行う

### 2. 設置根拠

- ・犬山市地域公共交通会議規則に監事の設置規定なし。
- ・毎年、地域公共交通会議にて予算執行する予定はないので、規則改正は行わない。
- ・下記の雑則規定により設置する。

犬山市地域公共交通会議規則  
(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

### 3. 事務局案

人 数：2名

任 期：1年

選任の対象：市民代表者から1名

交通事業者から1名